

恵那市総合計画審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、恵那市総合計画条例第 5 条第 5 項（平成26年恵那市条例第 2 号）の規定に基づき、恵那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 会長は、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。